

日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程

(目 的)

第 1 条 日本土地家屋調査士会連合会会則第 66 条の規定に基づき、日本土地家屋調査士会連合会役員（以下「役員」という。）に支給する役員手当及び退職慰労金に関する必要な事項を定める。ただし、専務理事及び常務理事並びにこれらの職務を行う役員については、別に定める。

(役員手当及び退職慰労金)

第 2 条 役員手当は、別表第 1、同第 1-2 及び同第 1-3 による。また退職慰労金は、同第 2 による。

(月額手当及び日額手当)

第 3 条 役員手当は、月額手当及び日額手当とし、当月分を翌月 15 日に支給する。ただし、支給日が休日又は祝祭日に当たる場合は、その前日に支給する。

2 月額手当は、毎月 1 日において役員として職に就いている者に対して支払う。ただし、任期満了に伴う役員改選時において、改選の日が 1 日の場合、改選前の役員には支払わないものとし、改選後の役員にのみ支払う。

(委員等を委嘱した者)

第 4 条 役員以外の者であって、委員、担当者その他任務を委嘱した者又は特別の目的のために出張を要請した者に支給する日額手当は、この規程を適用する。ただし、謝金を支払う場合においては、この規程を適用しない。

2 前項において、土地家屋調査士会やブロック協議会を代表して出席する会議等については、別に定める。

3 第 1 項における日額手当の支給者に対する他の報償金等については、別に定める。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、昭和 46 年 9 月 14 日より施行する。

附 則

この規程は、昭和 49 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程の変更は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和 58 年 6 月 12 日までは、本規程にかかわらず従前の規程により支給する。

附 則

この規程の変更は、昭和 62 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (第 1 条)

(施行期日)

この規程は、平成 11 年 6 月 26 日 (定時総会終了の日) から施行する。

附 則 (第 1 条)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (第 2 条別表第 1-2)

この規程は、平成 18 年 4 月 26 日から施行する。

附 則 (第 2 条別表第 1、同第 1-2 及び同第 2)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 24 年 6 月 30 日までは、本規程にかかわらず従前の規程により支給する。

附 則 (別表第 1-2)

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (第 1 条～第 5 条、別表第 1-2)

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (第 3 条)

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (規程名・第 2 条～第 4 条・別表第 1-2・別表第 1-3)

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (第 1 条)

(施行期日)

この規程は、令和 4 年 10 月 26 日から施行する。

附 則 (第 3 条)

(施行期日)

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

別表第 1

(月額手当)

役 職 名	月 額	摘 要
会 長	300,000 円	
副 会 長	150,000 円	
常任理事	100,000 円	
次 長	55,000 円	
理 事	50,000 円	
監 事	35,000 円	

別表第 1-2

(日額手当)

適 用 範 囲	該 当 金 額
旅費規程第 3 条により計算し同第 7 条の別表以外に右の項目に該当する場合は、その金額を支給する(電子会議の場合は適用しない。)	日額手当 2 日 15,000 円 1 日 12,000 円 半日 6,000 円 ただし、 (1) 前泊、後泊がある場合それぞれ 2,000 円追加。 (2) 事務所から片道 3 時間以上を要する場合 6,000 円を追加。

別表第 1-3

(電子会議における日額手当)

適 用 範 囲	該 当 金 額
電子会議による会議等への参加の場合は、その金額を支給する(ただし、電子会議手当を支給する場合には、旅費規程に基づく費用は支給しない。)	日額手当+電子会議手当 2 日 15,000 円+2,000 円=17,000 円 1 日 12,000 円+1,500 円=13,500 円 半日 6,000 円+1,000 円=7,000 円 90 分以内 3,000 円+500 円=3,500 円

別表第 2

(退職慰労金)

役 職 名	1 期 (2 年)	摘 要
会 長	300,000 円	左記 1 期に満たないときは 1 期とする。
副 会 長	150,000 円	
常任理事	100,000 円	
次 長	55,000 円	
理 事	50,000 円	
監 事	35,000 円	